

「体罰根絶全国共通ルール」に関するQ & A (追加版②)
—各都道府県高体連、各競技専門部、各加盟校校長用—

Q46 通知文の〈別紙〉及び(別紙様式)に記載されている「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等」という文言が5箇所あるが、それらは全て、「各教育委員会」は公立学校の場合を指し、「各学校」は私立学校の場合を指すと解釈してよいか。

A その解釈で結構です。ただし、通知文別紙の3 体罰根絶全国共通ルールの運用についての(4)「各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、・・・」とある「各学校」については、公立学校の場合も含まれるという解釈です。

Q47 Q38のAの後段に、「全国高体連では、内容を確認後、当該文書を受領・確認した旨の文書を各都道府県高体連会長宛に送付いたします。」とあるが、全国高体連の文書には当該指導者が高体連主催大会に出場できない期間及び高体連の役職に充てない期間が明示されているという解釈でよいか。

A その解釈で結構です。

Q48 上記Q47の全国高体連の文書を受領した都道府県高体連は、当該校の校長にその文書を送付する必要があるか。

A 上記全国高体連からの文書の写しを当該校の校長宛、送付方お願いいたします。

Q49 Q29に関連して、各都道府県で行われる国体予選は、本ルールが適用されるのか。

A Q29のAにある国体に関する記述は、国体の本大会を想定したものです。国体については、国体としての参加資格が既に規定されているので、本ルールにおいて出場できない大会として国体を明文化することは難しいが、本ルールの趣旨を生かし、運用面で対応するというので、すでに日本体育協会と調整済みです。

各都道府県で行われる国体予選については、高体連も主催者の一員となっている場合、本ルールを適用することは問題ないと考えますが、各都道府県高体連や各競技専門部によって、関与の仕方が一律でないため、当分の間は国体の本大会に準じた考え方で対応していくということをお願いいたします。

Q50 「各加盟校の校長先生方へ」、「運動部活動指導者の皆様方へ」及びQ & Aの中で、「当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、原則としてという文言を入れまし

た。」とあるが、具体的にどのような場合か。

A 具体的にはQ6の②から⑥の中で、非常に軽微な場合が考えられますが、個々の事案ごとに判断する必要があると考えており、今後その内容を積み重ねることによって、信頼性のある基準等を作成していきます。